

借金問題でお悩みの方、

無料でご相談に乗ります。

? その借金 払いすぎてませんか?

● 今、利息は法律により制限されています。あなたも過払いを取り返しませんか?

▶ 過払いとは?

貸金業者から借りた時の利息と現在の利息差。払いすぎている場合、

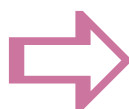
返金されるお金

10万円未満 年 20%	グレーゾーン金利	個人間 年 109.5%
10万円以上 100万円未満 年 18%		貸金業者 年 29.2%
100万円以上 年 15%		

過払い金 ※払い過ぎているお金、過払い

(例) 100万円を月々 25,000 返済した場合

年 29.2%で返済すると
回数：150
支払い総額：3,723,087
支払利息：2,723,087



年 15%で返済すると
回数：57
支払い総額：1,394,966
支払利息：394,966

なんと **2,328,121 円** も払い過ぎているんです！！

あなたの借金の負担が 減るかもしれません！！

金銭問題に関するアドバイス

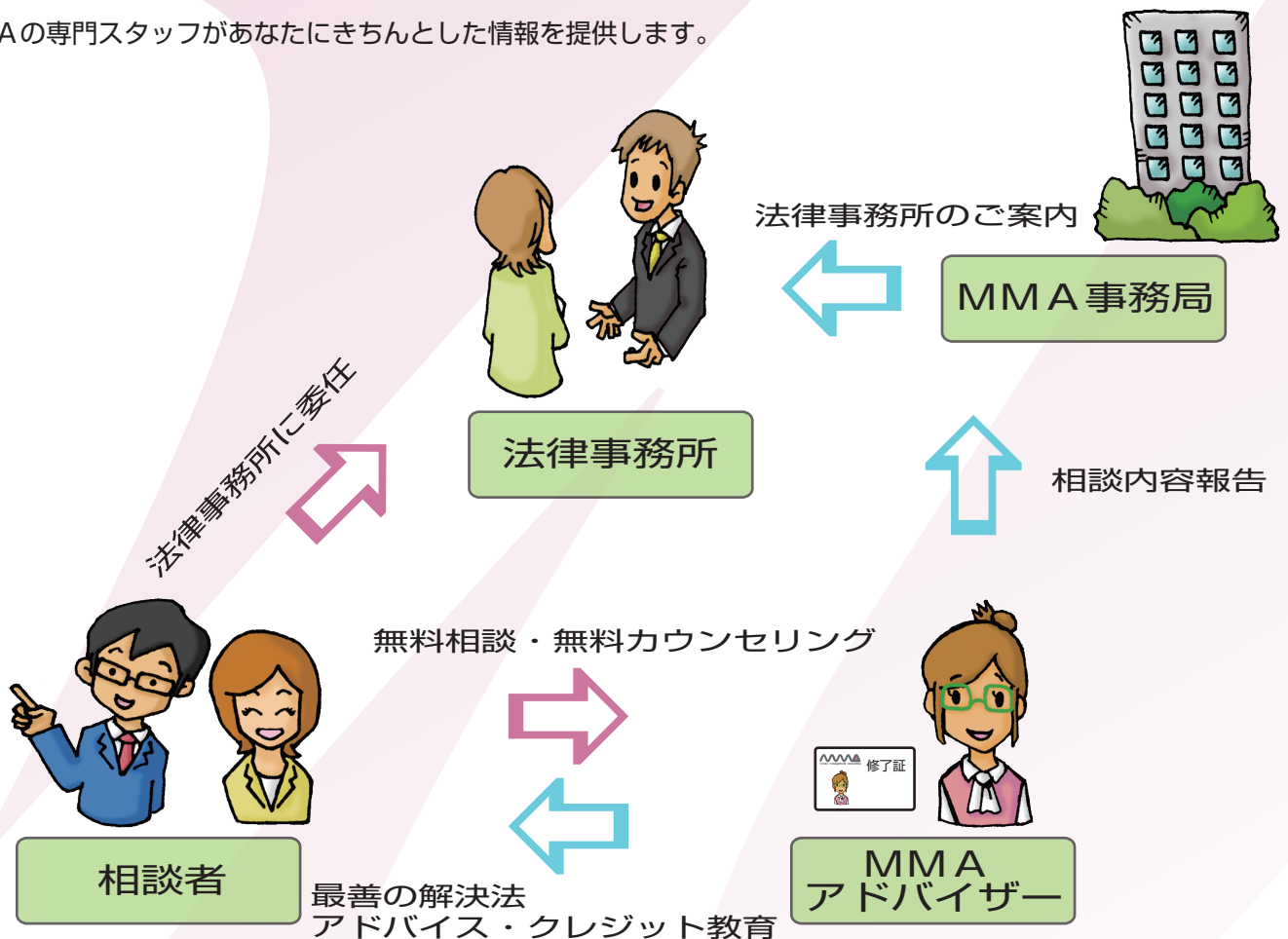
株式会社ビズ・プランニングはNPO 法人
MMA（マネー・マネジメントアソシエーション）の
認定法人会員です。

お金の最大の失敗は、利息に振り回されること。

MMAの金銭に関する手助けは、利息に振り回されている状態の人に解決に向けた適切なアドバイスをすることです。そして二度と同じことを起こさないように、適確な知識を得てもらうことです。

自動車の運転には免許証が必要ですが、クレジットカードを使うのに同じものは必要ありません。誰もがわかっているつもりだからです。今からでも決して遅くはありません。しっかりと知識を身につけて再出発してもらいたいと思います。

MMAの専門スタッフがあなたにきちんとした情報を提供します。



MMAの講習を修了したアドバイザーがご相談に乗ります。

- ・借金で悩んでる方
- ・借金の返済がすでに終わっている方
- ・ボランティアでアドバイザーをやってみたいという方

まずは下記まで、お気軽にご連絡下さい。

内閣府認証（府国生第1479号）

NPO法人マネー・マネジメント・アソシエーション

法人会員 株式会社ビズ・プランニング

☎0566-77-5040

FAX 0566-73-5110

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 (土日祝日の相談はお問い合わせください)

〒446-0061 愛知県安城市新田町小山西 68-1 担当者ID M-2006-

小山ビル 2F

MAIL : info@bizplanning.jp

担当者名 _____

